

大阪市規則第116号

大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市港湾施設条例施行規則（平成21年大阪市規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第1（第2条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
別表第2（第8条関係） 〔表 別紙4 挿入〕	別表第2（第8条関係） 〔表 別紙3 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年10月15日から施行する。

[別表第1 別紙1]

施設の種類	名称	位置
[同左]		
荷役機械	[同左] 30.5トン重量物用橋型起 重機中ふ頭第2号	[同左] 同上
[同左]		

[別表第1 別紙2]

施設の種類	名称	位置
[略]		
荷役機械	[略] 30.5トン重量物用橋型起 重機中ふ頭第2号 30.5トン重量物用橋型起 重機中ふ頭第3号 30.5トン重量物用橋型起 重機中ふ頭第4号	[略] 同上 同上 同上
[略]		

[別表第2 別紙3]

施設の種類		負荷重量
岸壁	[同左]	[同左]
	天保山岸壁	2,000
	[同左]	[同左]
[同左]		

[備考 同左]

[別表第2 別紙4]

施設の種類		負荷重量
岸壁	[略]	[略]
	天保山岸壁	2,000 (ただし、東側40メートルについては500、西側20メートルについては1,000)
	[略]	[略]
[略]		

[備考 略]